

新十津川町開拓記念館 展示品紹介

昭和55年8月の開館から、新十津川町開拓記念館は40周年を迎えました。
開拓記念館は、開拓移住民の偉業をたたえ、歴史を伝える郷土資料館です。

8、9月号に続き、開拓記念館で所蔵している展示品と特別展を紹介します。

江戸時代の品々

新十津川は、明治22年の水害に遭った十津川村の方々が、明治23年に現在の地に入植することから始まります。その入植後の開拓の歴史を記録にとどめ、後世に伝えるための施設が開拓記念館です。

しかし、開拓記念館では入植以前の品々も展示しています。どのような経緯で新十津川に持ち込まれたのでしょうか。小学校の歴史の教科書で学ぶ内容も関係します。

史料①

「郷中鎗役株究連判書並びに十津川郷鎗役四拾五人家筋書」

株

当初「鎗役」として定められた45人の軍事的な権利などを表したものが「株」です。江戸時代で似たものでは、百姓には「百姓株」という「株」が存在し、土地に対する権利と共同体の一員としての権利を表していたとされます。つまり幕府は、大坂の陣の由緒による「鎗役」と、見返りとしての扶持方という曖昧な特権を「株」として明確にしようとしたのでした。それに対して十津川郷は、「株」を各村の石高（江戸時代では村の規模を米の生産量である石高で表していた）で割り付けるという方法をとりました。

出自と権利意識

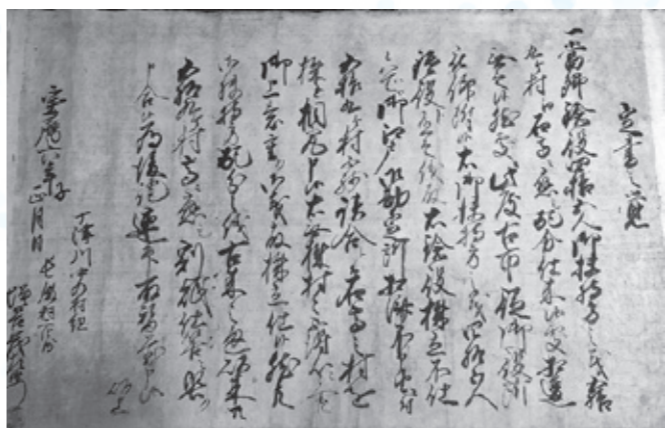
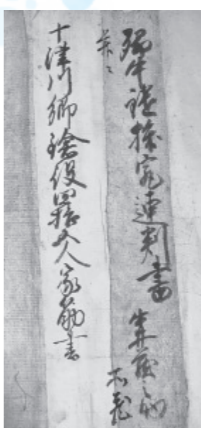
この「鎗役」とされた45人の存在は、後の「十津川郷士」に続く身分的特権につながっていると考えられます。このことは、十津川郷の人々にとって、この史料は自らのルーツと権利を明らかにする内容が記された大切なものであったということができ、北海道へ移住した人々にとっても同様であったと考えられます。

5通作成したうちの1通

この身分的特権につながる文書を、新十津川に持って来ることができたのは、同様の文書が複数枚あったからです。5通作成され、開拓記念館に展

江戸幕府9代将軍徳川家重の時代の宝暦6年（1757年）の古文書で、開拓記念館に展示しているものとしては最も古い史料です。江戸時代の文書なので、草書と呼ばれる書体（くずし字）で書かれています。これは巻物で、広げると約3mになるため、この冒頭のみ紹介します。

▼原本



▼楷書体にした文章

史料（写真）を基に、楷書体の漢字などを当てはめます。

定書之覚

一當郷鎗役四拾五人御扶持方之儀五拾九ヶ村江石高二応シ配分仕来候処相違無之候然処ニ此度古市領御役所被仰附候右御扶持方之儀四拾五人鎗役ト有之儀故右鎗役株立不仕候ハば御江戸御勘定所相済不申由ニ付五拾九ヶ村不残談合ニ而石高之村を株ト相究申候右無株村々不得心ニ候へ共御上意重ク御儀故株立仕候然共御扶持方配分之儀古来之通以来共五拾九ヶ村高二応シ割賦仕等と堅ク申合候為後證連印取替置申候

以上

▼現代語に訳した文章

決まったことの覚書

一當郷の鎗役（軍役）45人の扶持（俸禄のこと）で、1年分を米や金で渡されました）方（方法）に関することは、59か村へ石高に応じて配分して来たところで間違いありません。しかし、この度古市市領（現在の奈良市古市町にあった役所）から（扶持の取り決めについて）仰せつけられ

ました。右の御扶持に関する45人鎗役とありますので、この鎗役を株として決めておかなければ、江戸のご勘定所（役所）に許可が下りませんので、59か村すべてで話し合つて、石高に応じて、村ごとに株の割り当てを決めました。株が割り当てられず納得していない村もあります。が、ご上意（江戸幕府の意向）を重く受け止めまして株を決定しました。古来のとおり扶持方は、59か村の石高に応じて配分すべきだと、強く申し合せましたので、後世のために皆で印鑑を押して確かめました。

以上

▼古文書の意味する「株」

大坂の陣

十津川郷は、大坂の陣で徳川方にいた由緒によって、「鎗役」という一種の軍役を担っていました。幕府が有事の際には郷から「鉄砲・弓役」と「千人余」を出すことになっており、一方で幕府より扶持方（78石7斗5升）が与えられていました。

史料では宝暦6年（1757年）役所より「鎗役」を株立てすることが命じられ、村の石高によって株を割り付け、59か村全てに扶持が配分されるよう取り交わしたことが記されています。

示しているのは、そのうちの1通です。残り4通の所在は次のとおりです。

- ・ 2通 江戸幕府に提出
- ・ 1通 十津川村で保存
- ・ 1通 不明
- ※協力 十津川村教育委員会

史料②

▼火縄銃

火縄銃は天文12年（1543年）にポルトガルの難破船が種子島に漂着した際に伝えられました。天正3年（1575年）の長篠の戦いは、火縄銃を多数利用したことで有名です。



▼花柄や獅子が装飾

開拓記念館に展示している火縄銃には、花柄や獅子、兜をかたどった装飾品が刻み込まれています。



江戸幕府の安定とともに、武器である火縄銃が実用的なものから美術品としての価値を高めていきました。展示している火縄銃は、江戸時代のものであるといえます。



▼嶋内市右衛門

開拓記念館の火縄銃は、嶋内市右衛

門が制作したと記録されています。嶋内市右衛門は、現在の大阪府堺市の鉄砲鍛冶職人で、寛政13年（1801年）の文書に出きます。堺は、戦国期から火縄銃の生産が盛んなところでした。

▼出自と権利意識

火縄銃が新十津川に持ち込まれたのは、戊辰戦争から20年以上経過した後です。既に、西洋式の銃が扱いやすさと命中率の高さから広く出回っている時代です。武器としての火縄銃の価値は下がっていました。

それでも、新十津川に火縄銃を持ってきた理由は、先の古文書と同じく、自分たちが武士であるという出自と、その権利意識を誇示するためであったと考えられます。

施設案内

- ・ 開館期間 10月31日まで
- ・ 開館時間 午前10時～午後4時
- ※金曜のみ 午前10時～午後1時
- ・ 入館料
- ・ 高校生以上 200円
- ・ 小中学生 100円（市内小中学生は無料）
- ・ 問合せ 開拓記念館 ☎76・2622